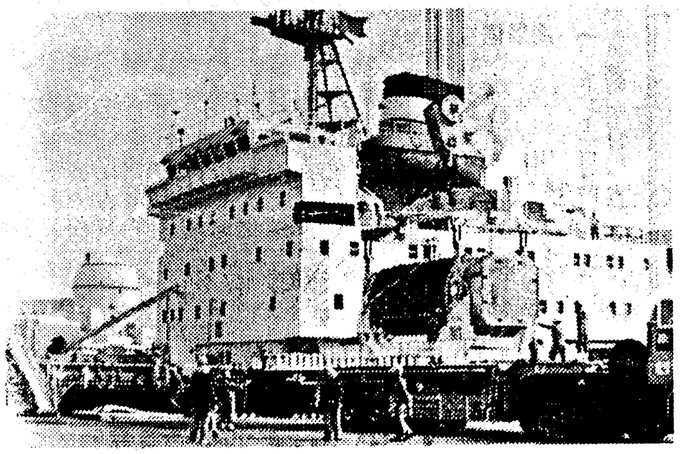

伊方原発専用岸壁から積み込まれる
使用済燃料（毎日新聞掲載）

でフランスのシェルブール港まで運ばれる。

伊方原発反対八西連絡協議会では、「住民の犠牲の上にしか成り立たない伊方原発の存在を一切認めない我々は、原発の運転により必然的につくり出された使用済核燃料の危険な搬出に対して強く抗議する」との長文の抗議文を四国電力山本社長あてに送付した。

３号炉の設計を変更

１１月１０日、愛媛県は、四国電力から、伊方３号炉の設置変更許可の申請を通産省に提出した、との通知があったと発表した。

変更の内容は以下の４点であったという。

- ＥＣＣＳの一つである高圧注入ポンプと原子炉の間に従来設けられていたホウ酸注入タンクとバルブを取り外す。
- 蒸気発生器細管の材料を、予定していたインコネル６００から６９０に変える。
- 主蒸気安全弁を大型化して数を減らし、点検作業の効率を上げる。
- 放射性廃棄物をドラムカンに詰めるのに、アスファルト固化からセメント固化に変更。

これらの変更は、１，２号炉の欠陥の手直しを意味し、とくに、高圧注入系の設計変更の重大さについては、次号で指摘する予定。

会計報告（'88.11／2～12／6）

収入		
会　費		１６,０００
ニュース購読料		８７,０００
カンパ		１,０００
コピー代金		６,４２０
	計	１１１,４２０
支出		
ニュース印刷代		２５,０００
郵送料		９,０６０
振替手数料		４２０
資料費		２,１００
弔慰金		４,０００
ゼロックス・リース料		１０,３００
	計	５０,８８０
差引		５９,５４０
積立金合計		１,４３７,８１１

伊方訴訟ニュース

第１８４号
１９８８年１２月１５日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先〒530 大阪市北区西天満４－９－１５ 第一神明ビル
藤田法律事務所 ☎ ０６－３６３－２１１２ 口座大阪３－４８７８０

四国弁護士会連合会が画期的な決議

「原発の運転・建設中止を含め根本的な再検討を行え」

１１月１２日松山市内で四国弁護士会連合会の総会が開かれたが、その席上、国と電力企業に対して、原発政策・開発を抜本的に再検討するよう求めた下記の決議を採択した。

いうまでもなく、この決議は、伊方原発で強行された出力調整運転に対する反対運動を機に、四国全域に高まってきている原発に対する不安を背景にしたもの。全国の弁護士会に先がけて表明された四国の弁護士さんたちの見解は、四国はもちろんのこと、全国の司法界に大きな影響を与えることであろう。

原子力発電に関する決議

１９８６年４月のソ連のチェルノブイリ原子力発電所の事故は、世界的な放射能汚染をもたらし、特にヨーロッパ各国は甚大な被害から未だ回復していない状況にあり、原子力発電所の危険性と事故の結果の重大性とをまざまざと浮き彫りにした。

右事故を契機として、各国は原子力発電重視のエネルギー政策の転換を図ろうとしていると言われているが、わが国は依然として原子力発電所を増設し原子力発電重視の政策を推進しようとしており、四国においても、現在伊方三号炉を建設中で、同炉が稼働することになれば、危険性が指摘されているいわゆる出力調整運転が日常的に行なわれることになると言われている。

また、伊方一号炉では、一次冷却材ポンプ変流翼取付ボルトの亀裂が推測されながら、改良型ボルトへの取替が行われないままに現在も運転が継続されており、そうした安全に対する姿勢に疑問が呈されている(67ページに)。

２号炉第３６回公判
１９８９年1月２０日(金)午前１０時
松山地裁大法廷

四国弁護士会連絡会が画期的な「原子力発電に関する決議」を採択するという反原発機運の高まりの中で、新年第１回の公判が開かれる。昨年９月の公判で国側はチェルノブイリ事故についての苦しまぎれの弁明を提出したが、それに対する反論が展開される予定。事務的に審理を進めようとする新裁判長らに、ことの重大さを知らすためにも傍聴・支援を。

原告準備書面

ー恐怖の米軍ヘリ墜落事故ー

（１９８８年９月１６日提出）
（前半）

はじめに

「もし原発に落ちていたらー」。今年六月、本件の伊方原子力発電所（以下伊方原発と称す）近くの山中に落ちた米軍の大型ヘリコプター墜落事故は、地元住民や原告のみならず、全国の人々を震憾させた。この事故は、ソ連のチェルノブイリ原発事故や米国のスリーマイル島原発事故以上の大きな衝撃を国民にあたえた。それは、この事故を報じたマスコミのあつかいを見れば、一目りょう然である。

事故は、あらためて原発の存在の恐しさを再認識させたが、我々原告が昭和五十九年三月に提出した準備書面で指摘した原発への飛行機の墜落の大惨事は、紙一重で回避されたものの、我々原告の指摘の危惧が現実のものであることが、事実で証明されたのである。それは同時に、被告らの本件二号炉安全審査のズサンな実態を、白日の下にさらしたのである。

本書面では、先きの航空機の墜落に関した、原告、被告の主張をふまえ、さらに、今回の事故によって明らかになった被告らのズサンな審査の実態を明らかにして、本件二号炉の設置許可の誤り、不当性を指摘する。

(一) 事故の概要

本年六月二十五日、沖縄の米海兵隊普天間基地所属のＣＨ－５３型の大型ヘリコプター（乗員七人）が、山口県の岩国基地を飛び立ったのは午前九時五十四分である。大型ヘリは、普天間基地へと南下した。

この日、本件二号炉が設置されている佐田岬半島は、この地域特有の濃い霧につつまれていた。その濃い霧の合い間から、ヘリの残骸を発見したのは、南予用水事業の取り付け道路の確認に、山中を歩いていた農林省関係の職員だった。

墜落のヘリコプターは、本件二号炉から直線で千メートル、原発敷地の境界線からすると五百メートルほどの地点の、標高二百三十メートルの山頂付近の雑木をなぎ倒し、さらに山頂から南側の百メートル下のみかん畑につっ込んでいた。機体の一部は山頂付近から、みかん畑にかけての約百メートルに散乱、みかん畑の中央付近には、わずかにヘリコプターの形を残した鉄片が、スクラップの山のようになって白煙をあげていた。乗員七人は全員死亡した（甲第二四号証の一ノ一、同二）。

「もし原発に落ちていたらー」。文字通りふってわいたようなこの事故は、原発賛成・反対の人を問わず震えあがらせた。

(二) 原発推進の人たちも飛行機の原発への墜落の確率論は信じず

原発近くへのヘリ墜落で、大きなショックを受けたのは、原発に反対している人ばかりではなかった。原発推進に力を借してきた伊賀貞雪愛媛県知事も同じだった。事故翌日の六月二十七日の記者会見で「県民に大きな衝撃と不安をあたえ遺憾千万だ」と強い口調で語り（甲第二四号証の二）、事故直後に、「原発は飛行機が墜落しても安全だ。今後特に対策を取るようなことはない」と、言下に言い放った四国電力に対し（甲第二四号証一の二）、飛行機の墜落の対策や防止を求めた質問状を提出（甲第二四号証の二）、さらに墜落事故の確率は「二千万年に一回だ」と主張する電力会社や被告の説明に対しても「それだからといって、安心はできない」と反論した（甲第二四号証十三）。

こうした、空からの原発への墜落物への不安は、伊賀知事ばかりがいだいたのではない。事故後に開かれた愛媛県議会でも、原発反対の社会党議員らの他にも、本件二号炉の推進を図ってきた自民党実力者で県農業会長も本件二号炉設置者の四国電力の「安全」宣言に「事故防止策を真剣に考えるべきだ」と激しく批難している（甲第二四号証の三）。

(三) 住民は恐怖から怒りへ移った。

伊賀知事らの言葉は、原発をこれまで推し進めてきた人たちが、この事故でいかに大きな衝撃を受けたかの証しであるが、住民の受けたショックは知事らの比ではない。

本件二号炉立地周辺の住民で組織する伊方原発反対八西連絡協議会、本件二号炉から十キロの市に住む主婦らが集ってつくっている八幡浜・原発から子供を守る女の会、さらには本件二号炉から五十キロ以上離れる宇摩原子力発電を考える会、原発なくするまでガンバロウ会、原発あってもいいの？会、原発さよならえひめネットワークなど、愛媛県下の十以上にのぼる団体が、本件二号炉の設置者、四国電力や伊方町、愛媛県、被告らに対し「不安の原因である原発をすぐ廃止し、生命と財産を守れ」との抗議文や要請文を提出したり、抗議行動を相ついで行った（甲第二四号証の四）。

こうした行為は、日ごろから原発に不安をいだいていた人ばかりではない。ヘリ墜落から五日後の六月三十日、伊方原発建設問題が起ってからこの二十年間、ただひたすら沈黙を守ってきた伊方原発立地地域にあるただ一つの農協、町見農協にまで口火を切らせた。町見農協理事十二人は連名で、福田直吉伊方町長に対し「ここは原子力発電所の立地場所であり、報道されているように墜落現場は原子炉に大変近い位置で、一つ間違えると大惨事になっていたと考えられ、精神的な面で住民の不安は、一般に高まっており、誰れもが痛烈な憤りを感じております」と記している（甲第二四号証の五）。

以上の例にみられるごとく、原発推進、反対にかかわらず、すべての人々は、本件一号炉が航空機などの空からの墜落物に対して、何らの処置がなされず、設置許可時においても、そのことに何んらの審査もされていないことに、大きな不安と怒りをだいているのである。

(四) ウソ八百でその場逃れの「安全」をくりかえす四国電力職員。

ここで、本件二号炉の設置者である四国電力の対応にふれておきたい。

事故直後の記者会見で、山下一彦伊方原発所長は「原発の近くで事故が起きたのは残念だ。しかし、上空に航空機は飛んでおらず、国の安全審査も通っている」（六月二十六日付け愛媛新聞）。「原発に航空機が落ちる場合も考え、安全審査している。落ちても、原子炉は頑丈な幾重もの壁にさえぎられているから大丈夫だ」（１８日付け毎日新聞）と発言したのを皮切りに「原子炉は五重の格納容器で保護されているので、ヘリコプターがぶっかった程度なら、放射性物質が外に出るような事故にはならないだろう」（中尾邦之・伊方原発機械補修課長・同日付け読売新聞）

と、相ついで発言している（甲第二四号証一ノ二、同ノ二）、（甲第二四号証六）。

ところが、これらの言葉が何の根拠もない真っ赤なウソである。このことは、被告が一番よく知っているはずである。

本件において原告が昭和五九年に提出した「二号炉への航空機などの落下についての安全性について、どう審査したか」との求釈明に対して、被告は「航空機などの落下は想定しておらず、審査していない」（被告準備書面(11)の十一ページ）と釈明している。

また本件二号炉上空の佐田岬半島沿いは、四国―九州間の民間航空機の定期航路となっていることは、昭和五九年に提出した原告の準備書面で遂一明らかにしているところである。また、山下一彦所長は、ヘリ墜落後の七月十二日、日本社会党の国会議員調査団が伊方原発を訪ずれたさいには「ヘリが原発周辺を飛ぶことは知っていた。飛んではいけないことも知っていたが、一切抗議をしなかった」と、調査団に語っているのである（甲第二四号証の七）。六月二十六日の新聞談話とてらし合わせると、いかにその場逃がれのデタラメな発言をしているか一目りょうぜんである。

さらに「厚さ八十センチのコンクリート壁の下に、鋼板の格納容器が炉心を包む」とした山下一彦所長の説明も、四国電力が被告らに提出した本件の設置許可申請書によれば、航空機が落下した時、一番当る可能性の大きい原発の天井部分は、厚さが二十センチのコンクリートでしかない。山下所長が強調した厚さ八十センチは、横面の壁の厚さのことである。

しかも本件設置許可で考慮されねばいけないのは、本件二号炉のわずか五十メートルほどのところには伊方原発一号炉が設置されていることである。かりに本件二号炉に航空機などが墜落した場合、本件二号炉のみならず、一号炉に対してもどんな影響を与えるのか。逆に、一号炉に今回のようにヘリが万一落下した時本件二号炉は何の影響も受けないのか。

追記しておくと、一号炉の天井部分にはコンクリートのおおいはなく、わずか一センチ九ミリの鉄板で天井部分はおおわれているにすぎない（甲第二四号証の八）。

この伊方原発一、二号炉の上に、重量が十トンも越すヘリコプターが落ちてきたらどうなるか。たとえ爆弾を載んでいなくても、ただ事で済むことはない。米国・スリーマイル島事故が、炉心部より遠く離れた蒸気逃がし弁がトラブルを起こしただけで、あれだけの惨事につながったことを考えると、どのような事態を引きおこすことになるか、まさに火をみるより明らかである。

ましてや三十トン、五十トンを超え、超高速で飛ぶジェット戦闘機や、数百トンを越す大型旅客機などが激突すればどうなるのか。さらに、ミサイルや爆弾を登載している戦闘機が墜落してきたらどうなるのか（甲第二四号証の十四）。

こうした不安は、我々原告のみがいだいているものではない。さる八月二十三日に開かれた愛媛県原子力環境監視委員会の席上でなされた委員の発言を見ても明白である（甲第二四号証の三）。

こうした、我々原告や原発推進、反対を問わない住民の不安に、何一つ答えることの出来ない被告の安全審査などは、何の意味ももたなく、ただの紙切れ同然である。価値があるとしたら、それは、本件設置者のデタラメな安全宣言を容認することだけである。

(五) 本件二号炉は米軍機や自衛隊機の訓練空域の真下にある

伊方原発周辺の上空に、ヘリコプターや飛行機が、ひんぱんに飛びかっていることは、山下一彦伊方原発所長の言葉を待つこともなく、我々原告も十分知るところであるが、この証しとして、本件二号炉が立地している三崎半島では、昭和五十四年十二月三十一日から同六一年四月四日までの五年間に、米軍のヘリコプターが三度も不時着している（甲第二四号証の九）。また山口県岩国市と沖縄県宜野湾市にある米軍基地では、週に二回から三回にわたって、ヘリコプターが両基地の間を飛びかっているのを明らかにしている。こうした両基地の通路に、本件二号炉は設置されているのである（同証）。

本件二号炉上空を飛んでいるのは、米軍機ばかりではない。自衛隊機も飛んでいるのである。

昭和六一年二月二十七日、瀬戸内海の愛媛県喜多郡長浜町青島沖に墜落し、乗員十二人全員が死亡した海上自衛隊岩国基地所属の対潜飛行艇ＰＳＩ三号機も、岩国基地から瀬戸内海を横断して佐田岬半島を越え、高知県の足摺岬沖にある自衛隊の訓練区域であるリマ海域に向う途中だったのである。ＰＳＩ三号機の墜落現場は、本件二号炉の北東約二十五キロで、墜落するのが「二、三分遅れていたら、原発に落ちていた」といわれたのである。

右の事故を含め過去十五年間に、本件二号炉周辺で発生している飛行機などの墜落事故は、十五件を数えていることは、すでに原告の提出した準備書面で明らかにしている通りである。

（１頁から続く）

そして、本年６月２５日、米軍ヘリコプターが伊方原発から約１キロメートルの畑に墜落し米兵７名が死亡するという事故が発生したが、このような事故は原子炉の破壊など重大事故につながりかねないものである。

こうした原子炉事故のもたらす結果の重大性、原子力発電に関する世界の趨勢、電力の需給見通し、原子炉事故につながりかねない航空機事故に鑑みると、我が国の原子力政策は再検討の時期にきているといわなければならない。また、原子力発電所周辺上空の航空機などの飛行は絶対に禁止されなければならない。

よって、国及び電力企業に対し、現に稼働中の原子力発電所の運転及び新規建設の中止を含む根本的な再検討を直ちに行うことを求めるとともに、国に対し、原子力発電所周辺上空の航空機などの飛行禁止について、緊急に関係法令の改正等適切な措置をとることを求める。

右決議する。

昭和６３年１１月１２日

四国弁護士会連合会

使用済燃料を搬出

八西連絡協が抗議文

１１月１４日、伊方原発専用岩壁から、フランスのラ・アーグの再処理施設に送る使用済燃料が搬出された（次頁に写真）。多量の「死の灰」を内蔵した合計３６体の燃料集合体は、英国の専用運搬船「パシフィック・ピンテール」号に積み込まれ、伊予灘、豊後水道を経て、太平洋からパナマ運河を通る航路